愛知県立大学学長選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人定款(以下「定款」という。)第11条第2項 に規定する愛知県立大学学長選考委員会(以下「選考委員会」という。)に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 選考委員会は、次に掲げる事項について決定する。
 - (1) 学長の選考に関すること
 - (2) 学長の任期に関すること
 - (3) 学長の評価に関すること
 - (4) 学長の解任に関すること
 - (5) その他選考委員会に関すること

(任期)

- 第3条 選考委員会委員の任期は、経営審議会の委員又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。
 - 2 選考委員会委員は、再任することができる。
 - 3 選考委員会委員が学長候補者となった場合は、選考委員会委員としての身分を失う。
 - 4 前項に掲げる事由によるほか、事故等により選考委員会委員に欠員が生じた場合は、選考委員会は、当該委員を選出した審議会に対して、速やかに後任の委員を選出するよう求める。

(議長の職務代理)

第4条 定款第11条第6項により置かれた議長に事故があるときは、あらかじめ議長が 指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

- 第5条 選考委員会は、第2条に規定する事項について審議するため、議長が招集する。
 - 2 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 (議決)
- 第6条 選考委員会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の選考及び学長の解任に関することについては、出席者の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、法人事務部門法人企画部人事課において行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、選考委員会委員の過半数の同意を得て、教育研究審議会の議 を経なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、選考委員会が 別に定める。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月26日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。